人事異動

最高裁判所

○年退官簡易裁判所判事伏見正光は八月二十二日限り定年退官簡易裁判所判事高石鉄男は八月二十三日限り定年退官簡易裁判所判事高石鉄男は八月二十三日限り定

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モルドバ国の独立記念日につき、八月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年八月二十九日　関東運輸局長　持永　秀毅

一　株式会社ロイヤルコーポレーション

登録小型船舶教習事務実施を行う事務所の所在地

（変更前）神奈川県横浜市中区相生町六丁目一〇四番地二　横浜相生町ビル二階

（変更後）広島県広島市安芸区船越南四丁目八番三〇号

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十九年八月二十九日　関東運輸局長　持永　秀毅

（一）登録年月日　平成二十九年八月十日

（二）登録番号　関小教第二十四号

（三）登録小型船舶教習実施機関の名称　東京ベイボートアカデミー株式会社

（四）住所　神奈川県横浜市金沢区能見台通一番七号

（五）代表者の氏名　島田　紀子

（六）登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

東京ベイボートアカデミー株式会社　神奈川県横浜市金沢区能見台通一番七号

（七）登録小型船舶教習所の種類及び区分

一級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士第一種教習所

特殊小型船舶操縦士第一種教習所

公告

諸事項

工場財団

静岡県富士市依田橋61番地の１**大昭和紙工産業株式会社**の埼玉県加須市南篠崎一丁目11番地の１大昭和紙工産業株式会社加須工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年８月29日

さいたま地方法務局久喜支局

北朝鮮特定貨物の保管に関する公告

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成22年法律第43号）（以下「法」という。）第５条第１項の規定により北朝鮮特定貨物を保管したので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成29年８月29日

東京税関長　藤城　眞

記

1　記号、番号、品名及び数量　皮膚の手入れ用の調製品　１個

2　積載されていた航空機の登録記号及び国籍　ＨＬ7754　大韓民国

3　提出を受けた年月日　平成29年８月15日

4　法第５条第３項各号の規定に該当するに至ったときは、この貨物を返還する。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月29日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年８月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社スズキビジネス　寺田　佳司　静岡県浜松市西区篠原町21339番地　国土交通大臣許可（特－25）第20553号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、塗装工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年７月３日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月29日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年８月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本車輌製造株式会社　五十嵐一弘　愛知県名古屋市熱田区三本松町１番１号　国土交通大臣許可（特－24）第1512号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年７月10日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月29日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年８月８日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーヒネック　大野　智彦　愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号　国土交通大臣許可（般－24）第1574号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年７月10日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。